第6期日野市障害福祉計画

第2期日野市障害児福祉計画

令和3年3月

日野市

目　　次

第6期日野市障害福祉計画1

１　障害福祉計画について3

（１）計画の位置づけ3

（２）本計画の方針3

（３）本計画に定める事項3

（４）計画の期間3

２　令和5年度の数値目標の設定4

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行4

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築6

（３）地域生活支援拠点等の整備8

（４）福祉施設から一般就労への移行等9

（５）相談支援体制の充実・強化等11

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築12

３　障害者総合支援法等によるサービス体系13

４　障害福祉サービス等の基本的な考え方及びその見込量確保のための方策14

（１）訪問系サービス14

（２）日中活動系サービス15

（３）居住系サービス17

（４）相談支援18

（５）地域生活支援事業19

５　障害福祉サービスの利用者数の実績と見込み一覧22

（１）訪問系サービス22

（２）日中活動系サービス23

（３）居住系サービス25

（４）相談支援25

６　地域生活支援事業の実施の実績と見込み一覧26

（１）必須事業26

（２）任意事業28

第2期日野市障害児福祉計画29

１　障害児福祉計画について31

（１）計画の位置づけ31

（２）本計画の方針31

（３）本計画に定める事項31

（４）計画の期間31

２　令和5年度の数値目標の設定32

（１）第2期障害児福祉計画において国が示す基本的な考え方32

（２）本市の設定目標33

**３　児童福祉法について34**

**４　障害児支援の基本的考え方及びその見込量確保のための方策35**

（１）児童福祉法によるサービスの内容と数値目標の基本的考え方35

（２）児童福祉法によるサービスの見込量確保のための方策36

**５　障害児支援の利用者数の実績と見込み一覧37**

（１）障害児通所支援37

（２）障害児相談支援38

（３）医療的ケア児コーディネーターの配置38

（４）ペアレントトレーニング38

# 第６期日野市障害福祉計画

１　障害福祉計画について

### （１）計画の位置づけ

　　　本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき定めるものです。計画の策定にあたっては、厚生労働大臣の定める国の基本的な指針や東京都の基本的な考え方を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標や、サービス等の必要な見込み量について定めています。

### （２）本計画の方針

本計画は、「障害者保健福祉ひの6か年プラン」とは別に定めるものであり、国の示　　　　　　す下記６つの基本指針に係る成果目標及び障害福祉サービスの必要な見込み量を定めるものです。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

③地域生活支援拠点等の整備

④福祉施設から一般就労への移行等

⑤相談支援体制の充実・強化等

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

＜日野市の障害者福祉に関する計画の関係図＞



### （３）本計画に定める事項

①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

②各成果目標ごとの目標達成のための方策

③各年度ごとの障害福祉サービス等の必要な見込み量及び見込み量確保のための

方策

### （４）計画の期間

障害福祉計画は、３年ごとの計画作成が国の指針により定められているため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの３か年となります。

２　令和５年度の数値目標の設定

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省告示第213号 令和2年5月19日）に示された目標設定についての国の考え方と市の目標設定は次のとおりです。

### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害のある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和5年度における成果目標値を設定します。

#### 第５期障害福祉計画において国が示した基本的な考え方

* 平成28年度末時点の施設入所者数の９％以上が令和2年度末までに地域生活へ移行
* 平成29年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点から２％以上削減

#### 本市における現状の目標の点検

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 目標数値 | 実績値 | 考　え　方 |
| 施設入所者数（Ａ） | 120人 | 111人 | 実績値は令和元年度末の施設入所者数 |
| 【目標値】地域生活移行者数（Ｂ） | 5人移行 | 3人 | 施設入所からグループホーム等への移行した者の数 |
| -4.2％ | -2.7% | 移行割合（Ｂ/Ａ） |
| 【目標値】施設入所者削減見込み(Ｃ） | 0人 | 0人 | 施設入所者の削減見込み数 |
| 0％ | 0％ | 削減割合（Ｃ/Ａ） |

####  第６期障害福祉計画において国が示す基本的な考え方

* 令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が令和5年度末までに地域生活へ移行
* 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から１.６％以上削減

④本市の設定目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 目標数値 | 考　え　方 |
| 令和元年度末の施設入所者数（Ａ） | 111人 |  |
| 目標年度入所者数 | 111人 |  |
| 【目標値】地域生活移行者数（Ｂ） | 7人移行 |  |
| -6.3％ | 移行割合（Ｂ/Ａ） |
| 【目標値】施設入所者削減見込み（Ｃ） | 9人減 | 施設入所者の削減見込み数 |
| -8.1％ | 削減割合（Ｃ/Ａ） |

＜目標達成のための方策＞

　・施設入所者を地域へ移行させるため、また、地域で生活する障害のある人の望まな

い施設入所を減らすため、地域生活に必要なグループホームの設置促進や重度訪問

介護対応事業者を増やすなどサービスの向上を図っていきます。

　・後述の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、障害

理解の啓発を行うことで、障害のある人が住みやすいまちを目指していきます。

### （２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すという政策理念を踏まえ、精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定することとしています。

#### 第６期において国が示す基本的な考え方　※都道府県による設定

* 令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を目標値として設定
* 精神病床における１年以上長期入院者数を目標値として設定（65歳以上、65歳未満）
* 精神病床における早期退院率を目標値として設定（入院後３か月時点、入院後６か月時点、入院後１年時点）
1. 本市の設定目標

精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数、精神病床における１年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率などの成果目標については、東京都にて設定するため、本市での目標設定は行いませんが、下記の数値目標を活動指標として設定します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 3回 | 3回 | 3回 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 15人程度 | 15人程度 | 15人程度 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 3回 | 3回 | 3回 |
| 精神障害者の地域移行支援（人分/月） | 5人 | 9人 | 16人 |
| 精神障害者の地域定着支援（人分/月） | 1人 | 1人 | 1人 |
| 精神障害者の共同生活援助（人分/月） | 57人 | 63人 | 70人 |
| 精神障害者の自立生活援助（人分/月） | 1人 | 1人 | 1人 |

＜目標達成のための方策＞

　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、地域自立支援協議会において議論を進めてきました。

・令和3年度中を目標に協議の場を設置し、システムの構築について具体的な検討を行っ

ていきます。

・また、ピアサポート活動の充実等、精神障害のある人が地域で生活し、困りごとを

相談できるような自助・共助の仕組みづくりについても併せて検討します。

・精神障害者保健福祉手帳の有無に関わらず、精神障害の症状のある方への支援について、

関係機関と情報共有しながら現状把握や課題整理を行い、必要な支援策を検討していき

ます。

・地域定着支援、自立生活援助は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議

の場においてより連携をスムーズにし、地域のサービスの拡充を図ることで、目標値の

向上を目指します。

### （３）地域生活支援拠点等の整備

地域に存在する社会資源を活用して、地域で安心感をもって暮らすことができるよう、相談や一人暮らしの体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ対応体制の確保、地域の体制づくり等の支援機能を組み合わせた地域生活支援拠点の整備を目指し、令和5年度における成果目標を設定します。

#### 第５期障害福祉計画において国が示した基本的な考え方

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも１か所整備する。

#### 本市における現状の目標の点検

整備に向けた協議と整備方針について検討中です。

#### 第６期障害福祉計画において国が示す基本的な考え方

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも１か所確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討する。

#### 本市の設定目標

既存の相談支援事業所の機能の活用と充実を図りながら整備を進め、運用

状況の検証を行うことを目指します。

＜目標達成のための方策＞

地域生活支援拠点の整備について、過去に検討委員会を組織し、検討した経過がありますが、整備には至りませんでした。財源の確保や整備方法等、引き続き地域自立支援協議会等での協議や先進事例等を参考としながら検討を進めていきます。

### （４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行を進めるため、令和5年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定します。

#### 第５期障害福祉計画において国が示した基本的な考え方

○令和2年度の一般就労への移行者数を平成28年度の1.5倍とする

◯令和2年度末の就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の利用者の２割増とする。

◯移行率３割以上の就労移行支援事業所を全体の５割以上とする。

◯就労定着支援１年後の就労定着率を80％以上とする。

#### 本市における現状の目標の点検

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 現状数値 |
| 一般就労移行者数 | 30人 |
| 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 | 22人 |
| 就労継続支援事業B型から一般就労への移行者数 | 8人 |
| 就労定着率８割以上の就労定着支援事業所の割合 | 100％ |

#### 第６期障害福祉計画において国が示す基本的な考え方

◯令和5年度の一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍とする。

◯就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着

支援事業を利用することとする。

◯就労定着率８割以上の就労定着支援事業所を全体の７割以上とする。

④本市の設定目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 数値 | 考え方 |
| 福祉施設利用者の一般就労への移行者数 | 38人 | 令和元年度実績（30人）の1.27倍を基準に算出する |
| 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 | 28人 | 令和元年度実績（22人）の1.27倍を基準に算出する |
| 就労継続支援B事業からの一般就労への移行者数 | 10人 | 令和元年度実績（8人）の1.27倍を基準に算出する |
| 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行するもののうち就労定着支援事業の利用者の割合 | 70％ | 就労移行支援事業を通じて一般就労に移行するものの７割を基準とする |
| 就労定着率８割以上の就労定着支援事業所の割合 | 100％ | 市内事業所１か所 |

　＜目標達成のための方策＞

　　本市では、障害者就労支援事業（日野市障害者生活就労支援センター）を実施しており、障害のある人の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を行っています。

・引き続き、その機能を活かしながら、より多くの障害のある人が就労を継続できるよ

う、サービスの拡充や事業者間のネットワークづくりなどを推進していきます。

・また、障害のある人の働く力が地域の活性化につながるような事業にも引き続き取り

組み、地域共生のまちづくりを進めます。

・一方で、福祉就労や訓練など多様な選択肢が広がるよう、支援の幅を広げていきます。

### （５）相談支援体制の充実・強化等

　障害のある人が障害福祉サービスを利用したり、より良い日常生活を送るにあたり、障害の種別や各種のニーズに対応できるよう、令和５年度における相談支援体制の充実・強化の成果目標を設定します。

#### 第６期障害福祉計画において国が示す基本的な考え方

◯障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込

みを設定する。

◯地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを

設定する。

◯地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

◯地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込みを設定する。

#### 本市の設定目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 数値 | 考え方 |
| 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 | 実施を目指す | 実施の手段については検討 |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 | 実施 | 上段の手段の実施に伴い指導・助言を行う |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 6件/年 | 地域自立支援協議会の相談支援部会を開催する |
| 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数 | 6回/年 | 地域自立支援協議会の相談支援部会を開催する |

＜目標達成のための方策＞

　相談支援体制の確保については、地域自立支援協議会等で議論を進めています。本市では、相談支援事業所数が少なく、新規での計画相談支援を担うことが難しくなっているのが現状です。相談支援体制確保のため、相談支援事業所数の拡充や専門的な人材の育成等を図ります。また、障害のある人本人やその家族等が支援計画を作成する「セルフプラン」を行う人への相談支援も併せて充実させていきます。その際、サービスの調整に問題が生じる場合などには、相談支援事業所につなげるなどの支援も行います。

　加えて、市内事業所に委託している一般相談支援業務について、市民への周知を進めることで、障害のある人の自立した日常生活または社会生活に寄与していきます。併せて、地域包括支援センターとの連携を進め、限りある資源と財源の中でもサービスの質と量を確保・充実していき、障害福祉サービス事業所間の情報共有の場を設けるなど課題解決策を検討していきます。

### （６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

　令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築することを基本として、成果目標を設定します。

#### 第６期障害福祉計画において国が示す基本的な考え方

◯都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村

職員の参加人数の見込みを設定する。

◯障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用

し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを

設定する。

#### ②　本市の設定目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 数値 | 考え方 |
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数 | 3人 | 各年度1人以上の参加を基本とする |

＜目標達成のための方策＞

　本市の障害福祉課に新規配属された職員が東京都が開催する研修等に参加し、専門性を高めます。また、事業所に対する人材育成や虐待防止等の研修等の実施、移動支援等に係る人材育成を行うことにより、障害のある人への全般的なサービスの質の向上を目指します。

　また、東京都が実施している第三者評価を市として積極的に公表し、サービスの質の向上につなげます。

10

３　障害者総合支援法等によるサービス体系

**障　害　者　総　合　支　援　法**

自立支援給付

訓練等給付

介護給付

地域相談支援

計画相談支援

**■日中活動系サービス**

○生活介護 ○療養介護 ○短期入所

**■訪問系サービス**

○居宅介護　　　○重度訪問介護

○同行援護　　　○行動援護

○重度障害者等包括支援

**■居住系サービス**

○施設入所支援

**■日中活動系サービス**

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

○就労移行支援

○就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

○就労定着支援

**■居住系サービス**

○共同生活援助(グループホーム）

○自立生活援助

■相談支援

○地域移行支援 地域定着支援

■相談支援

○計画相談支援

自立支援医療

育成医療、更生医療、精神通院医療

補装具

車椅子、義手、義足、補聴器等

地域生活支援事業

■任意事業

・日中一時支援事業

・在宅入浴サービス事業

■必須事業

○理解促進研修・啓発事業

○自発的活動支援事業

○相談支援事業

○成年後見制度利用支援事業

○成年後見制度法人後見支援事業

○意思疎通支援事業

○日常生活用具給付等事業

○手話奉仕員養成研修事業

○移動支援事業

○地域活動支援センター機能強化事業

## ４　障害福祉サービス等の基本的な考え方及びその見込量確保のための方策

### （１）　訪問系サービス

#### (１)-１　訪問系サービスの事業内容と見込量の基本的考え方

| 事　業　内　容 | 見込み量の基本的考え方 |
| --- | --- |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 平成30年度から令和2年度までの利用実績は計画の見込みをやや上回っていますが、退院可能な精神障害のある人、難病を有する方等新たなサービス利用者及び障害のある人のニーズ等を踏まえて利用者数見込みます。 |
| 自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。 |
| 重度訪問介護 |
| 重度の肢体不自由のある人または重度の知的障害もしくは精神障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。 |
| 同行援護 |
| 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等に、外出時において、同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害のある人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行ないます。 |
| 行動援護 |
| 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 |
| 重度訪問介護の対象となる障害のある人のうち、特に介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に行います。 |

#### (１)-２　訪問系サービスの見込み量確保のための方策

| サービス見込み量確保のための方策 |
| --- |
| 障害のある人がすべて必要なサービスを受けることができるように働きかけを行っていきます。 |

### （２）　日中活動系サービス

#### (２)-１　日中活動系サービスの事業内容と見込み量の基本的考え方

| 事　業　内　容 | 見込み量の基本的考え方 |
| --- | --- |
| **生活介護** |
| 常時介護が必要な障害のある人に、主として昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護や創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。 | 生活介護の利用実績について、計画の見込みに近い数値となっています。現時点での利用者のニーズ、特別支援学校等の卒業生の数、近年の利用者数の伸び及び利用者の高齢化に対応した事業所のサービスの見直し等を勘案して利用者数を見込みます。 |
| 自立訓練（機能訓練） |
| 身体障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法その他必要な身体機能の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 | 自立訓練（機能訓練）の第５期障害福祉計画期間の実績について、計画の見込みを下回っています。令和2年度の利用者数を基礎として、平均的なサービス利用期間等を勘案して利用者数を見込みます。 |
| 自立訓練（生活訓練） |
| 知的障害又は精神障害のある人を対象に、自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 | 自立訓練（生活訓練）の第５期障害福祉計画期間の実績については見込みを上回っています。実績を基礎として、今後見込まれる人数、退院可能な精神障害のある人のうち対象者として見込まれる者の数等を勘案して利用者数を見込みます。 |
| 就労移行支援 |
| 企業等への就労を希望する障害のある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者について、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その他適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。 | 就労移行支援の第５期障害福祉計画期間の実績について見込みを上回っています。第５期障害福祉計画期間の実績を基礎として、特別支援学校の卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数等を勘案して利用者数を見込みます。 |

|  |
| --- |
| 就労継続支援（Ａ型） |
| 一般企業等での就労が困難な障害のある人のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者に対し、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。 | 就労継続支援（Ａ型）の第５期障害福祉計画期間の実績については計画の見込みに近い数値となっています。特別支援学校の卒業者等新たに対象者と見込まれる者の数や施設入所者等の地域生活への移行の数等を勘案して利用者数を見込みます。 |

| 事　業　内　容 | 数値目標の基本的考え方 |
| --- | --- |
| 就労継続支援（B型） |
| 一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。 | 就労継続支援（Ｂ型）の第５期障害福祉計画期間の実績については見込みに近い数値となっています。令和2年度の利用者数を基礎として、新たに対象者と見込まれる人の数や施設入所者等の地域生活への移行の数等を勘案して利用者数を見込みます。 |
| 就労定着支援 |
| 就労継続支援などを利用した人の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行います。 | 就労定着支援の第５期障害福祉計画の実績については見込みを上回っています。第５期障害福祉計画の利用者数を基礎として、新たな利用者等を勘案して利用者数を見込みます。 |
| 療養介護 |
| 医療と常時介護を必要とする人に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介助を行います。 | 療養介護の第５期障害福祉計画期間の実績について、ほぼ見込みどおりの数値となっています。現時点での利用者のニーズ、特別支援学校等の卒業生の数、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数に新たな利用者を勘案して利用者数を見込みます。 |
| 短期入所 |
| 居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。 | 短期入所の第５期障害福祉計画期間の実績については見込みを上回っています。支給決定者数は増えており利用を希望する者の数は増えていると考えられます。平成30年度から令和2年度までの利用実績を基礎として、利用希望者数の伸び等を勘案して利用者数を見込みます。 |

#### (２)-２　日中活動系サービスの見込み量確保のための方策

| サービス見込み量確保のための方策 |
| --- |
| 市内の事業所が安定した運営ができるよう日中活動を行っている障害福祉サービス事業所に対して支援を行います。また、不足しているサービスについて事業者の参入を促す働きかけを行います。 |

### （３）　居住系サービス

#### (３)-１　居住系サービスの事業内容と数値目標の基本的考え方

| 事　業　内　容 | 数値目標の基本的考え方 |
| --- | --- |
| **共同生活援助（グループホーム）** |
| 障害のある人に対し、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。グループホーム事業者が、入浴、排せつ又は食事の介護を行う「介護サービス包括型」とグループホーム事業者が介護サービスについてアレンジメントだけを行い、外部の居宅介護事業者に委託する「外部サービス利用型」、入浴、排せつ又は食事の介護を24時間体制で行う「日中サービス支援型」があります。 | 共同生活援助（グループホーム）の第５期障害福祉計画期間の実績については、見込みをやや上回っています。令和2年度の実績を基に、新たなグループホーム立上げ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標など新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して利用者数を見込みます。 |
| 施設入所支援 |
| 施設に入所する障害のある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。 | 施設入所支援の第５期障害福祉計画期間の実績について、計画の見込みに近い数値となっています。利用者の増減もほぼありませんでした。成果目標にあげたとおり、令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、グループホーム等での対応が困難なため施設に入所する人がいることを勘案して利用者数を見込みます。 |
| 自立生活援助 |
| 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人への理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行うサービスです。 | 第５期障害福祉計画の期間における自立生活援助の実績はなかったため、地域移行の状況を勘案し設定します。 |

#### (３)-２　居住系サービスの見込み量確保のための方策

| サービス見込み量確保のための方策 |
| --- |
| 共同生活援助（グループホーム）は地域移行において重要な役割を果たしています。今後も、グループホームの整備に努めます。また、在宅での生活が難しい方のための施設入所についても、施設との調整を図りながら確保に努めます。 |

### （４）　相談支援

#### (４)-１　相談支援の事業内容と数値目標の基本的考え方

| 事　業　内　容 | 数値目標の基本的考え方 |
| --- | --- |
| **計画相談支援** |
| 障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害福祉サービスを利用する全ての人を対象とし、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整等を行います。また一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。 | 計画相談支援の第５期障害福祉計画期間の実績について、計画の見込みを上回っています。障害福祉サービスの利用を見込まれる人のうち、新規利用者や自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な人など支援が必要と認められる人に対しサービス等利用計画の作成をします。全ての障害福祉サービス利用者数からセルフプランにより障害福祉サービスを利用する人を勘案して、利用者数を見込みます。 |
| 地域移行支援 |
| 障害者支援施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人及び保護施設・矯正施設等に入所している障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。 | 地域移行支援の第５期障害福祉計画期間の実績について、ほぼ計画の見込みどおりの数値となっています。平成30年度から令和2年度までの利用者数を勘案して設定します。 |
| 地域定着支援 |
| 居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。 | 地域定着支援の第５期障害福祉計画期間について、利用実績はありませんでした。今後の利用見込みも現時点ではありませんが、地域生活への移行者数等を勘案して利用者数を見込みます。 |

#### (４)-２　相談支援の見込み量確保のための方策

| サービス見込み量確保のための方策 |
| --- |
| 全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成することから、市内の事業者が、事業の実施の体制を整えるように働きかけを行います。 |

### （５）　地域生活支援事業

#### (５)-１　必須事業の内容と見込み量設定の基本的考え方

| 事　業　内　容 |
| --- |
| **理解促進研修・啓発事業** |
| 障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で遭遇する「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的とし、障害理解に関する教室の開催、事業所訪問、イベント開催及び広報活動他の方法により地域社会の住民の障害者等に対する理解を深めます。 |
| 自発的活動支援事業 |
| 障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。 |
| 障害者相談支援事業 |
| 障害のある人の福祉に関する諸般の問題について、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。市は、相談支援事業を効果的に実施するために、日野市地域自立支援協議会を、同協議会設置要綱（平成18年11月1日制定）に基づき設置、運営しています。日野市地域自立支援協議会は、相談支援機関、市内の障害福祉サービス事業者、都立特別支援学校代表、当事者団体代表、保健所など15人の委員に委嘱をしています。主な所掌業務は、相談支援事業者の運営の評価、困難事例対応への協議・調整、関係機関のネットワーク構築に向けての協議、社会資源の開発・改善などです。協議会は年に２回程度開催し、同協議会の下に困難事例等を検討するための「相談支援部会」、福祉的就労から一般就労に至るまでの一貫した相談体制の確立について検討するための「就労支援部会」を設置しています。 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 |
| 一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。市は基幹相談支援センターを設置していませんが、障害者相談支援事業の機能強化及び適正かつ円滑な実施を図るために、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、特に必要と認められる専門的能力を有する職員を配置する相談支援機能強化事業を行っています。 |

|  |
| --- |
| 住宅入居等支援事業 |
| 公営住宅又は民間賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害又は精神障害のある人に対し、入居に必要な調整又は家主等への相談若しくは助言等を行う事業です。 |
| 成年後見制度利用支援事業 |
| 知的障害又は精神障害のある人の権利擁護を目的として、民法に基づく成年後見制度の利用を支援する事業です。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 |
| 障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。市では、成年後見制度法人後見支援事業の実施はありませんが、多摩南部成年後見センターにより法人後見の支援を行っています。 |
| 意思疎通支援事業 |
| 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により意思疎通を図ることが困難な方に対し、手話通訳者、要約筆記者との円滑な意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 |
| 意思疎通支援事業を実施するに当たり必要な、手話奉仕員の育成を行います。市では、社会福祉法人日野市社会福祉協議会へ手話講習会事業を委託して実施しています。本講座は、手話奉仕員の養成とともに広く市民の方にも手話を知っていただくことを目的としています。 |
| 日常生活用具費助成事業 |
| 自立生活支援用具等の日常生活用具費を助成します。 |
| 移動支援事業 |
| 屋外での移動が困難な障害のある人に外出のための支援を行います。 |
| 地域活動支援センター事業 |
| 障害のある人に、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。 |

#### (５)-２　任意事業の内容と数値目標の基本的考え方

| 事　業　内　容 |
| --- |
| **日中一時支援事業** |
| 介護者が病気などの緊急の理由等により介護ができないときに、障害のある人を一時的に預かり、日中活動、見守り、社会適応訓練その他のサービスを提供します。 |
| **訪問入浴サービス事業** |
| 居宅で入浴することが困難な重度の障害のある人に対して、入浴車を派遣することにより入浴の機会を提供します。 |

#### (５)-３　地域生活支援事業の見込み量確保のための方策

| サービス見込み量確保のための方策 |
| --- |
| サービス利用対象者に広く情報提供を行い、利用促進を図ります。また、関係機関との連携を図り支援体制の整備を図ります。加えて、事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制や事業を継続するための必要な予算措置などの検討を進めます。 |

## ５　障害福祉サービスの利用者数の実績と見込み一覧

### （１）　訪問系サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第５期計画 | 第６期計画 |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 居宅介護（ホームヘルプ） |
| 利用時間（時間/月） | 計画 | 1,013  | 1,013  | 1,013  | 1,337 | 1,436 | 1,542 |
| 実績 | 1,077 | 1,131 | 1,245 |  |  |  |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 95  | 95  | 95  | 144 | 154 | 165 |
| 実績 | 118 | 127 | 135 |  |  |  |
| 重度訪問介護 |
| 利用時間（時間/月） | 計画 | 7,786  | 7,786  | 7,786  | 9,183 | 10,184 | 11,294 |
| 実績 | 6725 | 7552 | 8281 |  |  |  |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 40  | 40  | 40  | 106 | 115 | 125 |
| 実績 | 83 | 92 | 98 |  |  |  |
| 同行援護 |
| 利用時間（時間/月） | 計画 | 1,313  | 1,333  | 1,353  | 900 | 950 | 1,000 |
|  | 実績 | 906 | 928 | 772 |  |  |  |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 63  | 64  | 65  | 50 | 55 | 60 |
|  | 実績 | 61 | 60 | 49 |  |  |  |
| 行動援護 |
| 利用時間（時間/月） | 計画 | 45  | 50  | 50  | 60 | 65 | 70 |
| 実績 | 62 | 58 | 56 |  |  |  |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 8  | 9  | 9  | 5 | 6 | 7 |
| 実績 | 5 | 5 | 3 |  |  |  |
| 重度障害者等包括支援 |
| 利用時間（時間/月） | 計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |

※令和2年度は、令和2年9月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月＝１か月の利用実人数

### （２）日中活動系サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第５期計画 | 第６期計画 |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 生活介護 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 357 | 367 | 377 | 383 | 388 | 393 |
| 実績 | 369 | 370 | 378 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 6,908 | 7,098 | 7,288 | 7,130 | 7,465 | 7,816 |
| 実績 | 6,208 | 6,067 | 6,810 |  |  |  |
| 自立訓練（機能訓練） |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 15  | 15  | 15  | 8 | 9 | 10 |
| 実績 | 6 | 8 | 7 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 180  | 180  | 180  | 69 | 74 | 80 |
| 実績 | 55 | 32 | 64 |  |  |  |
| 自立訓練（生活訓練） |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 25  | 26  | 27  | 27 | 29 | 31 |
| 実績 | 25 | 31 | 26 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 200  | 208  | 216  | 406 | 484 | 576 |
| 実績 | 240 | 311 | 341 |  |  |  |
| 就労移行支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 65  | 67  | 70  | 82 | 83 | 84 |
| 実績 | 78 | 83 | 81 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 975  | 1,005  | 1,050  | 1,349 | 1,413 | 1,480 |
| 実績 | 1,172 | 1,219 | 1,287 |  |  |  |
| 就労継続支援Ａ型 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 35  | 40  | 40  | 34 | 34 | 34 |
| 実績 | 34 | 38 | 34 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 665  | 760  | 760  | 681 | 681 | 681 |
| 実績 | 683 | 724 | 681 |  |  |  |
| 就労継続支援Ｂ型 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 325  | 330  | 335  | 338 | 339 | 340 |
| 実績 | 334 | 335 | 337 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 4,550  | 4,620  | 4,690  | 5,000 | 5,050 | 5,100 |
| 実績 | 5,041 | 4,918 | 4,997 |  |  |  |
| 就労定着支援（平成30年度から創設） |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 10 | 15 | 20 | 30 | 35 | 40 |
| 実績 | 11 | 31 | 28 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第５期計画 | 第６期計画 |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 療養介護 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 16  | 16  | 17  | 16 | 16 | 16 |
| 実績 | 16 | 16 | 16 |  |  |  |
| 短期入所 |
| 実利用者数（人分/月） | 計画 | 85 | 90 | 95 | 107 | 114 | 121 |
| 実績 | 126 | 127 | 84 |  |  |  |
| 月平均利用日数（日） | 計画 | 391 | 414 | 437 | 415 | 440 | 465 |
| 実績 | 387 | 402 | 253 |  |  |  |
| 短期入所（福祉型） |
| 実利用者数（人分/月） | 計画 | 75 | 78 | 81 | 85 | 90 | 95 |
| 実績 | 100 | 106 | 64 |  |  |  |
| 月平均利用日数（日） | 計画 | 326 | 334 | 342 | 350 | 360 | 370 |
| 実績 | 312 | 328 | 215 |  |  |  |
| 短期入所（医療型） |
| 実利用者数（人分/月） | 計画 | 10 | 12 | 14 | 22 | 24 | 26 |
| 実績 | 26 | 21 | 20 |  |  |  |
| 月平均利用日数（日） | 計画 | 65 | 80 | 95 | 65 | 80 | 95 |
| 実績 | 75 | 74 | 38 |  |  |  |

※令和2年度は令和2年9月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月＝１か月の利用実人数

### （３）　居住系サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第５期計画 | 第６期計画 |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 共同生活援助（グループホーム） |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 190  | 200  | 210  | 243 | 261 | 280 |
| 実績 | 196 | 219 | 226 |  |  |  |
| 施設入所支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 119  | 119  | 119  | 111 | 111 | 111 |
| 実績 | 110 | 111 | 111 |  |  |  |
| 自立生活援助（平成30年度から創設） |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 3 | 5 | 7 | 3 | 5 | 7 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |

※令和2年度は令和2年9月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月＝１か月の利用実人数

### （４）　相談支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第５期計画 | 第６期計画 |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 計画相談支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 100  | 110  | 120  | 160 | 170 | 180 |
| 実績 | 152 | 152 | 129 |  |  |  |
| 地域移行支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 2  | 2  | 2  | 4 | 6 | 8 |
| 実績 | 1 | 3 | 3 |  |  |  |
| 地域定着支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 2  | 2  | 2  | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |

※令和2年度は令和2年9月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月＝１か月の利用実人数

６　地域生活支援事業の実施の実績と見込み一覧

### （１）　必須事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第５期計画 | 第６期計画 |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 |
| 実施の有無 | 計画 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 実績 | 実施 | 実施 | 実施 |  |  |  |
| 自発的活動支援事業 |
| 実施の有無 | 計画 | 実施について検討 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 実績 | 実施について検討 | 実施 | 実施 |  |  |  |
| 相談支援事業 |
| 箇所数 | 計画 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| 実績 | 3 | 3 | 3 |  |  |  |
| 基幹相談支援センター |
| 実施の有無 | 計画 | 設置について検討 | 設置について検討 | 設置 |
| 実績 | 未設置 |  |  |  |
| 相談支援機能強化事業 |
| 実施の有無 | 計画 | 平成18年度より実施 |
| 実績 | 平成18年度より実施 |  |  |  |
| 住宅入居等支援事業 |
| 実施の有無 | 計画 | 実施について検討 | 実施について検討 |
| 実績 | 未実施 |  |  |  |
| 成年後見制度利用支援事業 |
| 実利用者数（人分/月） | 計画 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 0 | 0 | 1 |  |  |  |
| 成年後見制度法人後見支援事業 |
| 実施の有無 | 計画 | 実施について検討 | 多摩南部成年後見センターにて実施しつつ、事業化を検討 |
| 実績 | 多摩南部成年後見センターにより実施 |  |  |  |

|  |
| --- |
| 意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者等派遣事業） |
| 登録者数（人/年） | 計画 | 85 | 90 | 95 | 71 | 74 | 77 |
| 実績 | 62 | 67 | 68 |  |  |  |
| 利用者数（人分/年） | 計画 | 41 | 42 | 43 | 41 | 42 | 43 |
| 実績 | 37 | 41 | 36 |  |  |  |
| 利用件数（件/年） | 計画 | 320 | 320 | 320 | 350 | 400 | 450 |
| 実績 | 401 | 468 | 310 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第５期計画 | 第６期計画 |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話通訳者設置事業 |
| 設置見込数（人） | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 1 | 1 | 1 |  |  |  |
| 日常生活用具（合計） |
| 給付件数（件/年） | 計画 | 3,702 | 3,776 | 3,837 | 4,120 | 4,167 | 4,215 |
| 実績 | 3,932 | 3,997 | 3,999 |  |  |  |
| * 1. 介護・訓練支援用具
 |
| 給付件数（件/年） | 計画 | 20 | 21 | 21 | 23 | 24 | 25 |
| 実績 | 22 | 27 | 23 |  |  |  |
| ②自立生活支援用具 |
| 給付件数（件/年） | 計画 | 41 | 42 | 42 | 43 | 44 | 45 |
| 実績 | 9 | 9 | 4 |  |  |  |
| ③住宅療養等支援用具 |
| 給付件数（件/年） | 計画 | 41 | 42 | 42 | 30 | 35 | 40 |
| 実績 | 17 | 35 | 12 |  |  |  |
| ④情報・意思疎通支援用具 |
| 給付件数（件/年） | 計画 | 30 | 31 | 32 | 40 | 41 | 42 |
| 実績 | 37 | 60 | 24 |  |  |  |
| ⑤排泄管理支援用具 |
| 給付件数（件/年） | 計画 | 3,560 | 3,630 | 3,690 | 3,974 | 4,013 | 4,053 |
| 実績 | 3,847 | 3,852 | 3,935 |  |  |  |
| ⑥居住生活動作補助用具 |
| 給付件数（件/年） | 計画 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 実績 | 0 | 14 | 1 |  |  |  |
| 手話奉仕員養成研修事業 |
| 講座回数（回/年） | 計画 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 |
| 実績 | 33 | 33 | 0 |  |  |  |
| 養成研修修了者数（人分/年） | 計画 | 33 | 33 | 33 | 30 | 33 | 35 |
| 実績 | 47 | 38 | 0 |  |  |  |
| 登録見込者数（人/年） | 計画 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 |
| 実績 | 2 | 4 | 0 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第５期計画 | 第６期計画 |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 移動支援事業 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 168 | 173 | 178 | 200 | 205 | 210 |
| 実績 | 219 | 222 | 155 |  |  |  |
| 延利用時間（時間/年） | 計画 | 19,800 | 20,400 | 21,000 | 22,000 | 22,600 | 23,200 |
| 実績 | 22,330 | 22,986 | 8,934 |  |  |  |
| 地域活動支援センター |
| 実施箇所数 | 計画 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 2 | 2 | 2 |  |  |  |
| 延利用者数（人分/月） | 計画 | 480 | 490 | 500 | 520 | 540 | 560 |
| 実績 | 523 | 425 | 237 |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第５期計画 | 第６期計画 |
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 日中一時支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 14 | 14 | 14 | 20 | 21 | 22 |
| 実績 | 20 | 22 | 14 |  |  |  |
| 利用回数（回/年） | 計画 | 216 | 216 | 216 | 250 | 260 | 270 |
| 実績 | 242 | 256 | 50 |  |  |  |
| 訪問入浴サービス |
| 延利用回数（回/年） | 計画 | 708 | 732 | 756 | 650 | 700 | 750 |
| 実績 | 701 | 692 | 387 |  |  |  |

**（２）　任意事業**

# 第２期日野市障害児福祉計画

１　障害児福祉計画について

### （１）計画の位置づけ

 本計画は、障害のある子どもや発達に心配のある子どもが身近な地域で安心

して生活できることを目的として、児童福祉法第33条の20第1項に基づき定める

ものです。計画の策定にあたっては、厚生労働大臣の定める国の基本的な指針や

東京都の基本的な考え方を踏まえ、障害福祉サービス及び医療的ケア児支援等

の提供体制の確保に関する成果目標及びサービスの見込み量を定めます。

### （２）本計画の方針

　　本計画は、「障害者保健福祉ひの6か年プラン」とは別に定めるものであり、国の示す下記１つの基本指針に係る成果目標及び障害福祉サービスの必要な見込み量を定めるものです。

①障害児支援の体制整備

＜日野市の障害者福祉に関する計画の関係図＞



### （３）本計画に定める事項

①児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

②成果目標の目標達成のための方策

③各年度ごとの障害福祉サービス等の必要な見込み量及び見込み量確保のための方策

**（４）計画の期間**

障害福祉計画は、３年ごとの計画作成が国の指針により定められています。本計画の計画期間は、令和３年度から令和5年度までの３か年となります。

２　令和５年度の数値目標の設定

重層的な地域支援体制の構築を目指すことや、地域社会への参加・包容及び特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備を推進するため、以下に示す成果目標を設定します。

### （１）第２期障害児福祉計画において国が示す基本的な考え方

#### 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

* 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置すること（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）。
* 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

#### 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

* 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保すること（なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない）。

#### 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

* 令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

### （２）本市の設定目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 数値 | 考　え　方 |
| 児童発達支援センターの設置 | 設置済み | １か所 |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 設置済み | ２か所 |
| 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置 | 設置済み | 各２か所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 | 設置 | 令和3年度中を目標に設置する |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 配置 | 関係機関の協議の場で検討し、配置を目指す |

＜目標達成のための方策＞

　令和3年度中を目標として設置する医療的ケア児支援のための協議の場において、コーディネーターの確保や医療的ケア児への具体的な支援策について協議・検討するとともに、「（仮称）子ども包括支援センター」等の庁内関係部署との連携を図ります。

また、障害理解の啓発を行うことで、障害のある人が住みやすいまちを目指していきます。

３　児童福祉法について

### （１）児童福祉法について

児童福祉法とは、児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする法律です。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ，且つ育成されるよう努めること」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたわれています。この原理を実現するための地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、児童相談所や保育所等の施設、障害児の福祉サービスや基本的な考え方などについて定めています。

### （２）児童福祉法による障害児福祉サービスの体系

児童福祉法

■障害児相談支援

○障害児相談支援

■障害児通所支援

○児童発達支援

○居宅訪問型児童発達支援

〇医療型児童発達支援

○放課後等デイサービス

○保育所等訪問支援

４　障害児支援の基本的考え方及びその見込量確保のための方策

### （１）児童福祉法によるサービスの内容と数値目標の基本的考え方

| 事　業　内　容 | 数値目標の基本的考え方 |
| --- | --- |
| **児童発達支援** |
| 未就学の障害のある子どもへ日常生活における基本的な動作の指導、知的技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 | 「エール（日野市発達・教育支援センター）」等を開設後、利用実績は大幅に伸びています。平成30年度から令和2年度までの利用実績を基礎とし、新たに対象者として見込まれる人数や保護者等の意向を勘案して利用者数を見込みます。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 |
| 外出をすることが困難な重度の発達の支援が必要な児童を対象とした、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能付与などの支援を行うサービスです。 | 第１期障害児福祉計画の期間において、実績はありませんでした。今後の利用者を勘案して設定します。 |
| 医療型児童発達支援 |
| 肢体不自由がある児童に児童発達支援及び治療を行います。未就学の障害のある子どもへ日常生活における基本的な動作の指導、知的技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 | 医療型児童発達支援の利用実績は、計画の見込みを下回っています。平成30年度から令和2年度までの実績を基礎として、支援の必要性に鑑み利用者数を見込みます。 |
| 放課後等デイサービス |
| 就学中の障害のある子どもに授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 | 放課後等デイサービスの利用実績は、計画の見込みをやや上回っています。今後の利用者数を勘案して設定します。 |
| 保育所等訪問支援 |
| 保育所を利用する障害のある子ども、又は今後利用する予定の障害児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用の促進を行います。 | 保育所等訪問支援の利用実績は、令和2年度から大きく増加しています。今後の支援の必要性に鑑み利用者数を見込みます。 |

|  |
| --- |
| 障害児相談支援 |
| 障害のある子どもが障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング行う等の支援を行います。 | 障害児相談支援の利用実績は、年々増加しています。障害児通所支援の利用見込み等を勘案して利用者数を見込みます。 |
| 医療的ケア児コーディネーター |
| 医療的なケアが必要な障害児に対する支援として、関係機関との連携や本人の健康維持、包括的な支援システム構築など総合的な調整を行います。 | 現在、本市ではコーディネーターを配置していないため、今後の必要性に鑑み配置人数を見込みます。 |
| ペアレントトレーニング |
| 障害のある子どもを持つ保護者等に対し、子どもとの接し方や、子どもの行動等を理解するための講座等を行います。 | 第１期障害児福祉計画においては本事業は目標値を定めていませんでしたが、平成29年度から令和2年度までの実績を基礎として、今後の受講者数を見込みます。 |

### （２）児童福祉法によるサービスの見込み量確保のための方策

* サービス提供事業所と連携し、人材育成、情報共有に努め、実施体制の確保を図ります。
* 重症心身障害児を支援する事業所の確保と、医療的ケア児の支援に向けた関係機関との協議の場の設置について検討します。また、調整役としてのコーディネーター（相談支援専門等）の配置を検討します。
* 適切な支援が提供できるよう、利用計画の作成やモニタリングを行う障害児相談支援事業所の拡充と相談体制の強化を図ります。
* 医療的ケア児支援については、令和3年度中を目標に設置する関係機関との協議の場において、具体的な支援策を検討します。

５　障害児支援の利用者数の実績と見込み一覧

### （１）　障害児通所支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第１期障害児福祉計画 | 第２期障害児福祉計画 |
| 単位　（１か月あたり） | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 児童発達支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 210  | 220  | 230  | 240 | 250 | 260 |
| 実績 | 161 | 119 | 110 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 1,260  | 1,320  | 1,380  | 1,300 | 1,350 | 1,400 |
| 実績 | 1022 | 742 | 851 |  |  |  |
| 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度から創設） |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 2 | 2  | 2  | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |
| 医療型児童発達支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 2  | 3  | 3  | 3 | 3 | 3 |
| 実績 | 1 | 1 | 0 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 22  | 33  | 33  | 33 | 33 | 33 |
| 実績 | 4 | 2 | 0 |  |  |  |
| 放課後等デイサービス |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 400  | 450  | 500  | 555 | 587 | 620 |
| 実績 | 469 | 452 | 525 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 3,200  | 3,600  | 4,000  | 4,507 | 4,863 | 5,247 |
| 実績 | 3,581 | 3,330 | 4,177 |  |  |  |
| 保育所等訪問支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 2  | 2  | 2  | 15 | 17 | 20 |
| 実績 | 1 | 1 | 14 |  |  |  |
| 利用日数（日/月） | 計画 | 4  | 4  | 4  | 30 | 35 | 40 |
| 実績 | 1 | 1 | 27 |  |  |  |

※令和2年度は、令和2年9月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月＝１か月の利用実人数

### （２）　障害児相談支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第１期障害児福祉計画 | 第２期障害児福祉計画 |
| 単位　（年間あたり） | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障害児相談支援 |
| 利用者数（人分/月） | 計画 | 15  | 20  | 25  | 19 | 21 | 23 |
| 実績 | 14 | 14 | 17 |  |  |  |

※令和2年度は、令和2年9月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月＝１か月の利用実人数

### （３）　医療的ケア児コーディネーターの配置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第１期障害児福祉計画 | 第２期障害児福祉計画 |
| 単位　（年間あたり） | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 医療的ケア児調整コーディネーター配置人数 |
| 配置人数（人） | 計画 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |

### （４）　ペアレントトレーニング

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第１期障害児福祉計画 | 第２期障害児福祉計画 |
| 単位　（年間あたり） | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ペアレントトレーニング |
| 受講者数（人/年） | 計画 | - | - | - | 50 | 50 | 50 |
| 実績 | 74 | 54 | 0 |  |  |  |

34